

古賀市避難行動要支援者避難支援プラン見直しの概要

【基本的な考え方】

近年、記録的豪雨等により全国各地で甚大な被害が発生しており、今後の防災については、これまでの行政主導(公助)から、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会の構築をめざして、地域の防災力を強化する(自助・共助)ため、古賀市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)を見直します。

※避難勧告等に関するガイドライン 平成31年3月内閣府より一部抜粋

【コロナ禍の避難のあり方】

新型コロナウイルス感染症が収束しない中であっても、災害の危険がある場所にいる人は、避難場所をはじめとする安全な場所に躊躇することなく避難することが原則であります。が、「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がないこと、避難先は避難場所・避難所に限るものではなく安全な親戚・知人宅等も避難先となるものです

※令和2年7月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組の実施について(通知)
令和2年6月内閣府より一部抜粋

【構成】

第1章 基本的な考え方

目的、位置づけ、対象とする災害、対象範囲

第2章 要支援者情報の把握・共有

対象となる要支援者、要支援者情報の把握、避難行動要支援者名簿の作成と管理、避難行動要支援者名簿の提供、避難行動要支援者名簿情報の共有・提供にあたっての情報保護、避難行動要支援者名簿の更新、個別計画の考え方・作成・保管・更新

第3章 避難支援体制の整備

要支援者の役割、避難支援等関係者の役割、市の役割（平常時及び災害時）

第4章 情報伝達体制

防災知識の普及・啓発、情報収集・情報伝達体制

第5章 避難誘導體制・安否確認

避難手順、要支援者の避難支援、安否確認の方法、各災害時における避難体制

第6章 避難所等における支援

避難完了後の要支援者への対応、避難所における要支援者支援体制

第7章 計画の推進に向けて

計画の見直し、実施状況の確認